

全高長 第 57 号
平成 28 年 10 月 20 日

文部科学省初等中等教育局
局長 藤原 誠 様

全国高等学校長協会
会長 宮本 久也
(公印省略)

民法の成人年齢引き下げに伴う他の規制解除について（意見）

民法の成人年齢引き下げに伴う他の規制解除について下記の通り意見を述べる。

記

法務省宛の「民法の成年年齢の引き下げの施行方法について（意見）」にも記させていただいたが、核家族化、地域の教育力低下等の影響により、現在の 18 歳から 19 歳の青少年においては、以前より精神的、経済的に自立が困難な傾向を持つ者が多数存在しており、自己の判断と責任において自立した活動を行うことはかなりの困難さを伴うと考えている。

このような状況の下で、飲酒や喫煙の制限並びに競馬や競輪の投票券の購入制限についても現在の 20 歳未満から 18 歳未満とするとの検討がなされているとのことであるが、高等学校教育関係者としてこのような制度改訂には強く反対するものである。

その理由は以下の通りである。

飲酒や喫煙に関しては身体機能に対する様々な負の影響が指摘されている。このような指摘がなされている中で制限年齢を引き下げるということは、青少年の健全な成長に多大な欠陥を生じさせる可能性がある。

日本における高等学校進学者は現在、同年代の国民の 98% を超えており、法令改訂の影響は高等学校教育にも大きな影響を与える。制限年齢の引き下げが実施された場合には、高等学校 3 学年の同じ集団の中に制限が解除された者と制限されている者が混在することになることから、教育の一環としての生徒指導に著しい困難を来すことが想定される。

生徒指導上の課題については、飲酒・喫煙への対応に留まらない影響が考えられる。民法が改定され成年年齢が引き下げられた場合、「18 歳、19 歳の者は、親の親権に服さない」ことで、高校生の両親等に成人となった子供を監護及び教育する権利と義務が消失することとなり、学校がこれまでのように生活や学習等に課題のある生徒への指導を両親等の理解と協力を得て行うことが困難となる可能性が生ずることに危惧を感じている。

競馬や競輪の投票券の購入については、高等学校に在籍している生徒の大半が両親等からの衣食住を含む経済的な支援を受けて生活を行っており、このような環境下において賭け事に類する事柄に金銭を消費するということは、許認可の範囲を超えていると判断する。このような見解は、個々の両親等においても同様であると考えられる。このことから、成年年齢が引き下げられた場合には現在と同様に 20 歳未満の購入を制限する法律設定が必要である。